



埼玉型ほ場整備事業 閩戸地区が事業着手 ～農地中間管理事業との連携～

埼玉型ほ場整備事業とは？

地域営農ビジョン(※1)に基づき、現地条件に応じて既設の道路や水路を活かし、短期間で低コストな基盤整備を行うものです。併せて従来の換地手法ではなく、農地中間管理事業等を活用して地域の担い手に農地の集積・集約を図ります。

農地中間管理事業とは？

農地中間管理機構(※2)が、地権者から農地を借り受け、耕作者に貸し付けるものです。貸し付けの際には、地区全体の農地の集積・集約等を考慮して計画的に貸し付けます。

蓮田市閩戸地区の概要

本地区は蓮田市の中西部に位置し、西側を一級河川綾瀬川、東側を見沼代用水に囲まれた農地面積約38ヘクタールの水田地帯です。地区内の水田は昭和10年頃に一旦整備されましたが区画は10アールと小さく、道路は狭く、ほとんどの水路は土水路(地面に直接溝を掘った水路)となっています。

また、農業者の高齢化や後継者不足に伴い、農地の維持保全が困難な状況となっています。

そこで、大型農業機械による営農に

対応するため、「埼玉型ほ場整備事業閩戸地区」として、畦畔撤去による区画拡大や土地の寄付採納による道路拡幅、用排水路整備等を実施します。そして、農地中間管理事業と連携して、担い手に農地の集積・集約を行う予定です。

※1 地域営農ビジョン

地域の農家等で話し合った地域営農の将来像やそれを実現するための取組の基本方針をまとめた構想です。

※2 農地中間管理機構

各都道府県に1つずつ設置され、埼玉県では公益社団法人埼玉県農林公社が指定されています。

【お問合せ】

県営事業担当

☎048-737-2112



▲閩戸地区の現況



埼玉県特別栽培農産物 ～ふるさと納税にも人気～

埼玉県特別栽培農産物とは？

農業の散布回数と化学肥料(窒素)の使用量を、埼玉県内で一般的に使われている数量の50%以下に減らして栽培した農産物を、埼玉県特別栽培農産物として認証したものです。埼玉県では、埼玉県特別栽培農産物の認証取得を推進しています。

また、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することにより、環境にやさしい農業の持続的な発展が図られています。

認証している農作物

埼玉県では、お米やこまつな、ほうれんそう、にんじん、ねぎなど、様々な農作物を認証しています。

埼玉県特別栽培米について

春日部農林振興センター管内では、特にお米の認証が多くなっています。現在は、獲れ秋(お米の収穫期)を迎えています。直売所やスーパーで販売されていますので、是非ご賞味ください。また、管内の一部の市町では、ふるさと納税の返礼品として全国にお届けしています。(一部お届け対象外の地域があります。)

埼玉県特別栽培米を、ふるさと納税の返礼品としている管内市町

春日部市・久喜市・蓮田市・幸手市
吉川市・白岡市・宮代町
(各市町ホームページから)



農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を原則としています。



【お問合せ】

地域支援担当

☎048-737-2134